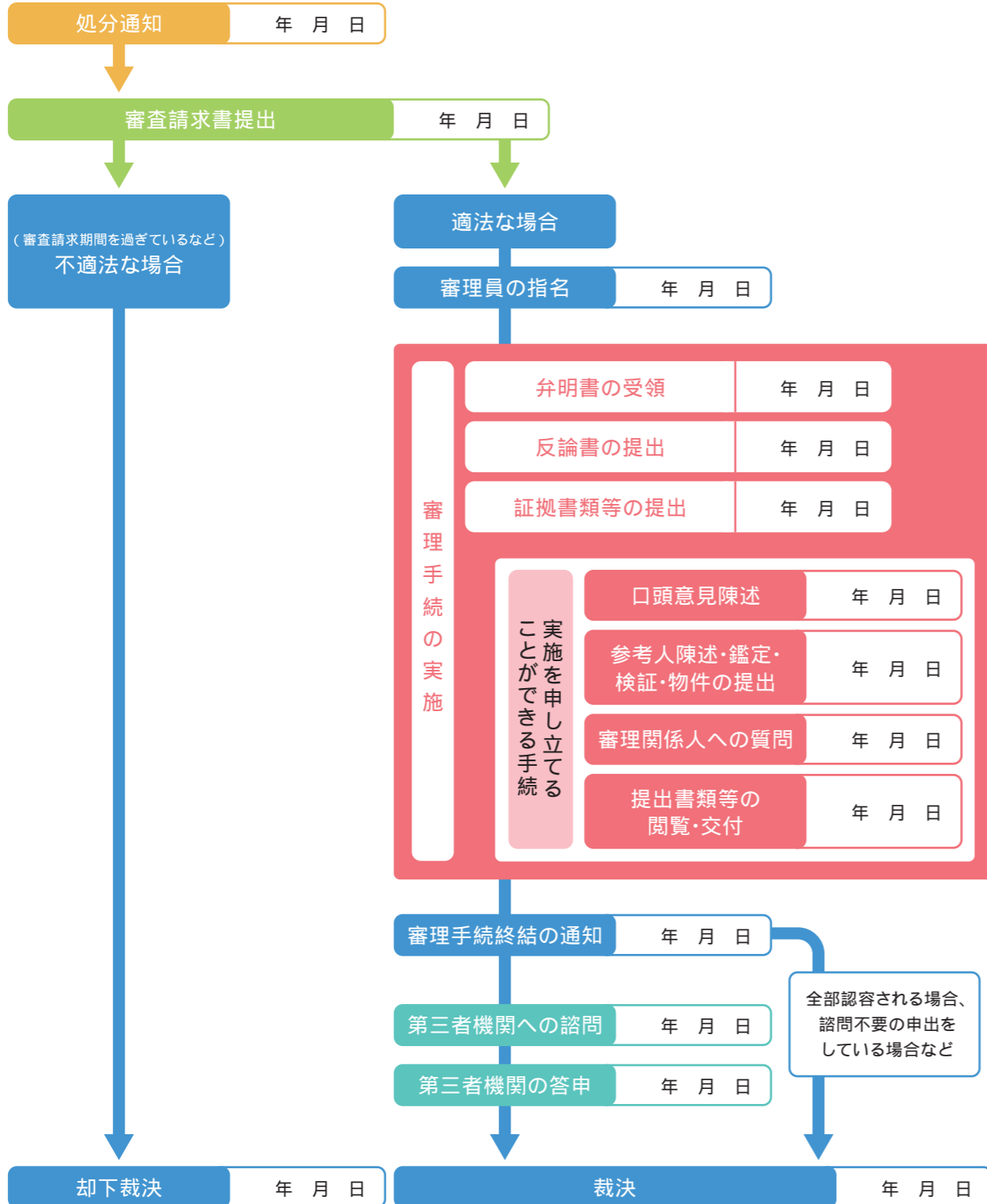


審理手続の一般的な流れ

あくまで一般的に想定される審査請求人からみた審理手続の流れであり、実際は、個々の案件の内容などにより変わります。



新たな行政不服審査法がスタートしました!!

改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)が、**平成28年4月1日**から施行されました。

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができる制度(不服申立制度。国・地方に共通)が、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、約50年ぶりに抜本的に見直されました。平成28年4月1日以降にされた処分に対する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用されます。



本リーフレットや行政不服審査法の考え方などに関するお問合せは、
総務省行政管理局行政手続室にどうぞ

☎ **03-5253-5111**



総務省行政管理局

